

**「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書案
に関する意見及びその考え方(案)**

総論

意 見	考 え 方
意見1 NGNの接続料を設定する上では、効率的・合理的なネットワーク構築、経済性のメリットを享受した接続料の低廉化、ひかり電話は光サービスの付加サービスという観点からの検討も合わせて行うことが必要。	考え方1
■ 本報告書案につきましては、今後日本の通信基幹ネットワークを担うNTT東西のNGNにおける接続料算定の在り方およびそれに関わる様々な課題の整理がなされ、今後のNGNを活用した多様なサービスの誕生に大きく寄与する内容と考えており、歓迎いたします。 弊社としましては、「公正競争の確保」「競争による消費者利益の向上」の実現がNGNの接続料を設定する上での基本的な在り方であると考えており、この在り方を実現していくためには、次の観点からの検討もあわせて必要であると考えております。 ○ コスト算定の結果について効率的かつ合理的なネットワーク構築となっているかどうかの検証 ー NGNのコスト算定についてその算定方法におけるプロセスと同時に、算定結果に対しての評価も重要と考えます。たとえば、ネットワーク構築におけるNTT東西の非効率性については算定プロセスで排除することはできないため、算定結果を確認し、効率的かつ合理的なネットワーク構築となっていない場合は、算定結果をそのまま接続料として使用するには問題があると考えます。 ○ IPネットワークの最大の特徴でもある経済性のメリットを享受した接続料の低廉化 ー IPネットワークであるNGNについては、現在のPSTNよりもコストメリットが働くべきと考えます。特に、電話の接続料については現在のPSTNよりも安価な接続料が設定されるべきであると考えます。 ○ ひかり電話がBフレッツやフレッツネクストなど光サービスの付加サービスであること ー ひかり電話はそれ自体で独立のサービスではないため、ひかり電話としての付加機能分だけをコスト算定すべきと考えます。したがって、加入者伝送路部分はもちろんのこと、収容ルータや中継ルータについてもコスト算定の対象から外すべきと考えます。呼制御機能であるSIPサーバやMGがコスト算定の対象となると考えます。 現状、ひかり電話については市場への影響が非常に大きいことから今回整理された機能のうち特	■ NGNの接続料は、実績原価方式又は将来原価方式で算定することとされており、電気通信事業会計の営業費用等をベースとして算出したコストに適正利潤を加えた料金で設定されるものである。 このため、各アンバンドル機能に帰属すべきコスト以外のコストが算入されていないかは、接続会計等を通じて検証可能であることが必要であるが、効率的・合理的なネットワーク構築となっているか否かや、PSTNよりも安価な接続料が設定されるか否かなどを、接続料設定上の条件として考慮することは必要ないとする。 なお、ひかり電話は、光サービスの付加サービスという観点からの検討については、考え方7のとおり。

に IGS 接続機能のコスト算定及び接続料の設定については接続事業者の意見が十分反映される機会を与えていただけるよう強く要望します。 今回整理された 4 機能に限らず、接続事業者からの新たな接続要望に対しては迅速に接続料を設定しオープン化を図っていくことが、「競争による消費者利益の向上」に更につながっていくものと考えます。 また、接続料算定の透明性向上のために、多面的な角度から算定結果のチェックをすべきと考えます。その検証方法についてもあわせて検討していただけるよう強く要望します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見2 PSTN から NGN への契約者移行に伴い発生するコストは、NGN の接続料算定から除外すべき。	考え方2
■ NGN 網は PSTN 網の後継的位置づけであり、既存の PSTN 網と一体的な性格を有するものである。この一体的な性格を有する PSTN 網からの移行コストを NGN 網の接続料算定に組み込むことは、すでに PSTN 網に附加されているコストを再度 NGN 網のコストとして附加することになると考える。このようなことから PSTN 網から NGN 網への契約者移行に伴い発生するコストについて明確にし、NGN 網の接続料算定から除外すべきと考える。 また、上記取組みに伴い、NTT 東西の PSTN 網移行に関する情報(いつまでに、どの様に)について開示が必要であると考えます。 (北海道総合通信網株式会社)	■ 今後の検討の際の参考とさせていただきたい。

(第1章) はじめに

1. 検討の経緯・背景

意 見	考 え 方
意見3 NGNは、既存のコアネットワークを代替するものであり、NGNへの移行計画をNTT東西が開示した上で、今後は、NGN単体のみならず、NTT東西のネットワーク全体で接続料の在り方を検討することが適当。	考え方3
■ 第一種指定電気通信設備に係る接続料算定は、可能な限りニュートラルに透明な手法で作成された「接続会計」によるべきであり、今回、コストに基づいたNGNの接続料算定に向けて、コストドライバの在り方等について検討が行われたことは有意義であると考えます。 ただし、NTT東・西の次世代ネットワーク(NGN)は、アクセスが光であるかメタルであるかに関わらず、既存のコア・ネットワークを代替するものです。今後に向けては、NGN単体のみならず、NTT東・西のネットワーク全体で接続料の在り方を検討することが適当であると考えます。 そのため、どの時期のネットワーク構成を基準にするのか、関係者間の認識を合わせることが	■ 今後の検討の際の参考とさせていただきたい。

不可欠であり、NTT東・西がコア・ネットワークのNGNへの移行計画について情報を開示した上で、検討を深める必要があります。 NGNは発展段階にあり、需要のマイグレーションも考慮する必要があることから、今回示されたコスト算定の手法もあくまで暫定的なものであるべきです。報告書案のとおり、今回決めたルールは固定的なものとはせず、適時・適切に段階を追って見直していく必要があります。 (KDDI)	
意見4 NGNの接続料に関して、アンバンドル機能の追加によりコスト算定に影響が生じることは合理的ではない。今後の機能追加を前提にコスト算定の在り方を検討すべき。	考え方4
■ 従来のPSTNにおいてもアンバンドル機能が追加されることによって、接続会計と網使用料算定根拠の連携が不透明になりつつあることを踏まえ、NGNの接続料に関してもアンバンドル機能が追加されるごとにコスト算定に影響を生じることは合理的ではないと考えます。 したがって、今後もアンバンドル機能が追加されることを前提にコスト算定の在り方を検討すべきと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■ NGNの接続料算定では、接続会計でNGN設備の設備コストまでを整理し、そこから網機能別コストへの集約は網使用料算定根拠(NTT東西の認可申請の添付資料)の中で行うという役割分担となっている。 このため、アンバンドル機能の追加により、接続料算定の透明性が損なわれないように、接続会計と網使用料算定根拠については、両者の連携を意識しながら、その検証可能性の向上に努めることが必要である。
意見5 イーサネット接続機能については、接続事業者からの要望に基づきシステム改修等を行うまでの間は、接続料を設定できないため、ぶつ切り料金設定とする考え。	考え方5
■ イーサネット接続機能については、どのネットワーク階梯で相互接続するか等によって、システム改修内容が変わってくること、また、システム改修したにも関わらず、実需要がなかった場合にはシステム改修が無駄になること等から、少なくとも、接続事業者より、接続開始を希望される時期、接続を希望される具体的な相互接続点の場所等について、具体的な接続要望をお示しいただかない限り、具体的な接続方法等について検討し、システム改修に着手することは困難です。 したがって、接続事業者からの要望に基づきシステム改修等を行うまでの間は、接続料を新たに設定することができないことから、ぶつ切り料金設定とする考えです。 (NTT東西)	■ イーサネット接続機能について、接続事業者の具体的な接続要望に基づくシステム改修を行うまでの間は、意見にあるように、ぶつ切り料金とするのは、やむを得ないとする。 他方、イーサネット接続機能の利用については、現在、NTT東西と接続事業者の間で協議が行われている状況と聞いており、関係事業者においては、当該機能の接続料は2010年度からの設定が必要とされていること及びシステム改修には一定期間が必要であることを踏まえ、具体的な接続方法等に関する協議を深めることが適当である。

2. 接続料算定に係る法令上の枠組みとNGNの接続料算定に係る課題

意 見	考 え 方
-----	-------

意見6 接続料算定の透明性を確保するため、網使用料算定根拠について、接続会計報告書との関係や算定手順など接続会計報告書に準じて説明を追加するなど、その様式を検討すべき。	考え方6
■ 接続会計については法令上で定められた手続きがありますが、網使用料算定根拠についてはNTT東西殿の接続料認可申請において添付資料という位置づけになっています。接続料の算定は、接続会計ではなく、ほとんどが「網使用料算定根拠」の中で機能ごとに算定されています。「網使用料算定根拠」は、接続料算定における透明性を確保するためにも、接続会計報告書との関係や算定手順など接続会計報告書に準じて説明を追加するなど「網使用料算定根拠」の様式についても検討していただけるよう要望します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■ 網使用料算定根拠は、接続会計と相まって接続料算定プロセスを明らかにする書類であることから、NTT東西においては、接続会計との連携を意識しながら、その検証可能性の向上に努める必要がある。
意見7 ひかり電話は、光サービス(フレッツ光ネクスト等)の付加サービスであるため、接続料算定の際も、付加分の増分コストだけを算定するのが適当。	考え方7
■ 「ひかり電話」はそれ自体で契約できるサービスではなく、Bフレッツやフレッツネクストなどの光サービスの付加サービスとしてしか存在しないサービスです。このため、接続料算定の際も、当該サービスに係る付加分の増分コストだけを算定するのが適当と考えます。 この接続料を増分費用で考えるという考え方は、過去にもDSLのラインシェアリングの接続料で採用された考え方であり、接続料と利用者料金の関係においても非常になじみやすいと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■ 意見にある「付加分の増分コスト」の範囲が明確ではないが、NGNの接続料算定においては、フレッツ光ネクストへの加入が、NGNの他のサービス(イーサネットサービスを除く。)を利用するための前提となることを踏まえた整理を行っている。具体的には、収容ルータには、ひかり電話の呼も流れるが、収容ルータの設備コストは、フレッツ光ネクストに係る機能(収容局接続機能)にのみ算入し、ひかり電話に係る機能の接続料原価には算入しないこととしている。
意見8 QoSの差異をコスト算定に反映することについて検討が必要とする考え方に賛成。	考え方8
■ NTT東西殿がNGNのサービスについて高機能なサービスを次々付加するたびに、接続事業者の負担が増加していくことは当然避けなければならないと考えます。 QoSの差異によって通信サービスの品質が異なり、ネットワークへの負荷の程度や最終利用者へのサービスの提供条件にも差異が発生するため、QoSの差異のコスト算定上への反映について検討が必要とする考え方に賛成します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	—

3. 検討の基本的視点

意 見	考 え 方
意見9 コストドライバは、ABCの原則に基づき選定されるべきであり、映像系サービスとひかり電	考え方9

話間の費用配賦については、不当にひかり電話に費用が片寄せされないように更なる議論が必要。また、接続料設定に際しては、コストの適正性や削減余地等の検証が必要であり、接続会計・網使用料算定根拠の詳細化・両者の対応関係の明確化が必要。	
■ 東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及び NTT 西日本を「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、NTT 東西殿の次世代ネットワークを「NTT-NGN」という。)については、接続料の設定がなされていない等接続事業者が NTT 東西殿と時期を含め同等にサービス提供を行うことを可能とする条件が整わずして、サービスが開始されたこと自体が問題であると考えます。従って、NTT-NGN については速やかに接続料設定がなされるべきと考えます。 また、その際の接続料水準(ひいては利用者料金水準)は、NTT-NGN のコスト効率等からも、PSTN や地域 IP 網等の旧来のネットワークよりも低廉であるべきと考えます。 以下に、NTT-NGN に係る接続料算定に関する弊社共の基本的な考え方を記載致します。 ＜接続料原価算定＞ 接続料原価算定に用いられるコストドライバは、ABC(Activity Based Costing)の原則に基づき適切なものが選定されるべきです。特に、映像系サービスとひかり電話サービス間の費用配賦については、不当にひかり電話サービスに係る費用に片寄せされることのないよう、適切なコストドライバの在り方について更なる議論を尽くす必要があると考えます。 また、NTT-NGN における今後の様々な設備・サービス等の追加や、NTT 東西殿における実績の蓄積等を踏まえ、コストドライバの適正性について適宜検証を行い、必要に応じてドライバの見直しを行うべきと考えます。 ＜接続料設定＞ NTT-NGN は、第一種指定電気通信設備である以上、NTT 東西殿の利用部門と接続事業者との間の公正な競争条件を確保すべく、NTT 東西殿の利用部門を含め全ての事業者に対して均一の接続料を設定することが必須です。 NTT-NGN は、新規サービスであり、今後相応に需要の拡大が見込まれるサービスであることを考慮すると、将来原価方式(5 年間)により算定することが適切と考えます。 NTT-NGN と地域 IP 網の重複等、利用者のニーズに見合った形での適切な設備投資ではなく、NTT 東西殿の政策判断やネットワーク構成に起因する非効率性が生じている懸念があります。このような非効率性により生じた費用を接続料で回収することは断じて認められるべきものではなく、接続料設定に際してはそもそもの NTT-NGN コストの適正性やコスト削減余地の有無、NTT-NGN のネットワーク構成の適正性についても併せて検証がなされる必要があると考えます。	■ 報告書案に示したとおり、費用配賦の過程で帯域差・ポート容量差を換算する場合は、費用配賦の適正性・透明性を担保する観点から、一定の客観性を持った指標を用いることが必要であり、当該指標の妥当性は、実際に接続料が認可申請される際に検証することが適当である。 なお、接続会計・網使用料算定根拠の詳細化・対応関係の明確化については、考え方4・6のとおりである。

＜検証可能性の向上＞ 接続料原価算定及び接続料設定について、第三者による検証可能性を高めるべく可能な限り情報をオープンにすることが必要であり、特に接続会計及び網使用料算定根拠等の詳細化（例えば、配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率等の公表等）、及び両者間の対応関係の明確化が必要と考えます。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	
意見10 NTT東西が接続料を自ら望む水準に算定可能となるようにコストドライバを設定することがあってはならない。スタックテストのように利用者料金と接続料を比較することで接続事業者が競争できる水準にあるかを検討することが重要。	考え方10
■ NTT東西殿が「接続料を自ら望む水準に算定可能となるように恣意的にコストドライバを設定する」というようなことは断じてあってはならないと考えます。 過去に、Bフレッツの接続料金において、利用者料金をスプリッタやOSUなどの利用率を用いて算定したため、接続料金が利用者料金に比べ非常に高く設定されどの事業者もその接続料金を用いてサービスを提供することができなかった経緯もあります。 そのような行為を阻止する有効的な方法としては、スタックテストのように利用者料金と接続料金を比較することで接続事業者が競争できる水準にあるかを検討することが重要であると考えます。 利用者料金と接続料金の関係において重要なことは、利用者料金ですでに利用者から徴収している部分のコストを接続料金においても二重徴収しないことです。したがって、ひかり電話の基本料など、利用者料金ですでに徴収している料金に相当するコストについては接続料算定のコストから控除すべきと考えます。 （イー・アクセス、イー・モバイル）	■ 報告書案に示したとおり、NGNは、コストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料の設定が義務付けられているので、NTT東西が、接続料を自ら望む水準に算定可能となるように恣意的にコストドライバを設定するようなことは認められない。 また、フレッツ光ネクスト、ひかり電話、ビジネスイーサワイドについては、スタックテストの対象に追加することが適当としたところである。
意見11 NGNの段階的発展等に応じコストドライバの柔軟な見直しを視野に入れて検討を行うことに賛成。	考え方11
■ コストドライバについて今後の NGN の段階的発展等に応じ柔軟に見直すことも視野に入れて検討を行うことについて賛成である。 また、NGN の段階的発展に応じコストドライバを見直す際は、設備・機能の細分化の見直しも視野に入れて検討頂きたい。 （北海道総合通信網株式会社）	—

(第2章)接続料原価算定の基本的枠組み

1. 配賦の階梯となる設備・サービス

意 見	考 え 方
意見12 配賦の階梯となる12設備・9サービスは、接続事業者の要望や今後のサービス展開状況等を踏まえ、適時適切な見直しが必要。	考え方12
■ まずは可能な範囲で、早期にコストに基づいた接続料算定を行うことが重要であり、その観点からは報告書案で示された検討の範囲は適当であると考えます。 ただし、NGNは発展段階にあり、ネットワークの急速な発展に伴って設備の利用形態や提供されるサービスも変化していくことが予想されるため、短い周期で、適宜対象範囲の見直しを行うことが必要です。 (KDDI) ■ NTT-NGNは、商用サービスが開始されて間もないこともあり、今後様々な設備・サービス等の追加がなされると想定されます。従って、今回12設備・9サービスと整理された、費用配賦の階梯において用いられる設備・サービス別区分等については、接続事業者の要望や今後のサービスの展開状況等を踏まえ、適時適切に見直しがなされる必要があると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■ NGNは、今後の段階的な発展の中で、新たな設備・サービス・機能の追加が想定されることから、意見にあるとおり、配賦の階梯となる設備・サービスも適時適切な見直しが必要である。

2. NGN設備の設備コストの算定方法

意 見	考 え 方
意見13 接続会計の結果を利用できない2009年度接続料については、網改造料の算定式による暫定的な接続料設定を行わざるを得ないとしても、可能な限り情報を公表し、その客観性を確保することが必要。	考え方13
■ 「第1章 はじめに 3. 検討の基本的視点」で述べたとおり、NTT-NGNについては速やかに接続料設定がなされる必要があります。従って、接続会計の結果を利用できない2009年度接続料算定については、網改造料の算定式による暫定的な接続料設定を行わざるを得ないとしても、保守運営費相当コストや減価償却費相当コスト等を算出する際に、「第1章 はじめに 3. 検討の基本的視点」で述べたとおり可能な限り情報(例えば、コストの算出に用いられた各設備の予測必要数の算定根拠等)を公表し、その客観性を確保することが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■ NTT東西においては、接続料の認可申請の際に、可能な限り情報を公表し、接続料算定の適正性について他事業者による検証容易性を高めることが必要である。
意見14 2009年度接続料は、トライアル的な観点も存在するため、算定値とは別に実際に適用	考え方14

する接続料の検討を強く要望。少なくとも、現行のPSTNの接続料やひかり電話の利用者料金を上回ることをないように接続料を設定すべき。その意味でキャリアズレート方式の検討も要望。	
■ 2009 年度の接続料については接続料算定におけるトライアル的な観点も存在すると考えられ、算定する数値とは別に実際に適用する接続料について検討していただけるよう強く要望します。 少なくとも、現行のPSTNの接続料金やひかり電話の利用者料金を上回ることをないように接続料を設定すべきと考えます。その意味においては、キャリアズレートのような形で利用者料金より営業費相当分を差し引いた基準を接続料とする考え方も検討していただけるよう要望します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■2009年度接続料は、コストに適正利潤を加えた料金で設定することが必要であるが、報告書案に示したとおり、実際に接続料を設定(プライシング)する際には、接続事業者や利用者に与える影響も考慮しつつ行うことも必要と考える。 なお、キャリアズレート方式による算定のためには、サービスごとの営業費の把握が必要となるが、2009年度接続料は、NGNに係る電気通信事業会計のデータがない段階での算定が必要であるため、同方式の採用は困難である。
意見15 2010年度以降の接続料については、可能な限り長期(5年間)の将来原価方式により算定すべき。	考え方15
■ 一方、会計実績等各種データが取得可能な2010年度以降の接続料については、接続会計等に基づく接続料設定がなされるべきであり、NTT-NGN が新規サービスであることや、接続事業者における事業の予見性向上をはかる必要があること等を考慮し、可能な限り長期(5年間)の将来原価方式により算定すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■2010年度以降の接続料については、その算定方式として実績原価方式に加え、将来原価方式も考え得るが、将来原価方式の算定期間は、接続料規則で定める上限(5年)の範囲内で、申請者が任意で設定可能とされている。
意見16 NGNの接続料は、今後の需要増等を考慮すると、年々低廉化すると考えられるため、2010年度接続料が2009年度接続料より値上げとなることは基本的には認められない。このような事態を回避するため、NGNの接続料算定に関する議論を継続すべき。	考え方16
■ なお、NTT-NGN に係る接続料は、そのコストの効率性や今後の需要増等を考慮すると、年々低廉化されるものと考えられることから、2010年度の接続料算定の結果が2009年度の暫定接続料に比して値上げとなることは基本的には認められないものと考えます。仮に、そのような結果が導き出された場合には、コストドライバや算定フロー、さらには接続料算定方式そのものを含め、その適正性を検証すべきです。 また、このような事態を回避するためにも、PSTN 接続料における長期増分費用モデル研究会と同様に、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場(以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。)を設け、NTT-NGN の接続料算定の詳細に関して議論を継続すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■2010年度接続料については、2009年度接続料とはコストドライバが異なるだけでなく、接続料の算定方式等も異なる可能性があるため、その水準を現時点で見通すことは困難であるが、報告書案に示したとおり、実際に接続料を設定する際は、接続事業者や利用者に与える影響も考慮しつつ行うことが適当である。
意見17 NGNとNGN以外のネットワークとの共通費の配賦の在り方についても、適宜見直しを行うことが必要。	考え方17

■ コスト算定の透明性を高める観点から、コストは可能な限り直課することが適当であり、報告書案の趣旨に賛同します。 なお、NGNとNGN以外のネットワークとの共通費の配賦の在り方についても、対象範囲と同様、適宜見直しを行う必要があります。 (KDDI)	■ 今後の検討の際の参考とさせていただきたい。
--	--------------------------------

3. 網機能別設備コストの算定フロー

意 見	考 え 方
意見18 「設備→サービス→機能」のフローによる算定を行うことに賛同。	考え方18
■ NGNが、異なる種類のサービスが統合的に提供されるネットワークであることに鑑みれば、新たにサービスを配賦の階梯として設定し、「設備→サービス→機能」のフローによる算定を行うことに賛同します。 なお、算定フローについても、市場の状況に応じた柔軟な見直しを行う必要があります。 (KDDI) ■ 「設備→サービス→機能」の二段階の配賦フローについては、網使用料額設定の適正化にもつながることにもなると考えられるため、本フローの採用を前提に検討していくことが必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	—
意見19 サービス別の費用配賦には恣意性が入り込み易くなる懸念があることから、コストドライバの選択は慎重に判断することが必要。	考え方19
■ 報告書案においては、費用配賦フローにおいて「サービス」を経由することが適当とされていますが、サービス別の費用配賦には恣意性が入り込み易くなる懸念があることから、そのドライバの選択は慎重に判断が必要であると考えます。 具体的には、報告書案において、設備からサービスへの配賦のドライバとして想定トラヒック比を用いることが適当とされていますが、想定トラヒック比については、「第3章 コストドライバの在り方」で後述するように、その算定は相当困難であると想定されるところであり、当該ドライバの算出方法等については十分な議論がなされているとは言えず、現時点では恣意性が完全に排除されるのかという懸念があります。 従って、コスト配賦の客観性・透明性を確保すべく、サービス別の配賦に用いるドライバについては、NTT-NGN 接続料研究会において実績トラヒック比の採用可能性を追求するとともに、想定トラヒック比の採用がやむを得ない場合にはその算出方法の詳細について議論をすべきと考えます。	■ 2010年度以降の接続料算定に用いるコストドライバとしては、想定トラヒック比やポート実績トラヒック比が考えられるが、報告書案でも、これ以外の選択肢を否定しておらず、N GNの利用実績に係るデータの蓄積状況等を踏まえ、更に検討を深めることが適当である。

4. 設備・サービス・機能の関係

意 見	考 え 方
意見20 サービスの帰属先機能について現時点での整理は妥当。ただし、今回「未アンバンドル機能」に整理されたNGNのひかり電話の自網内呼について、接続料原価に算入されるひかり電話との間でコスト比較等を可能とし、両者の間で公正な競争条件を確保されているか検証が必要。	考え方20
■ NGNは発展段階にあり、現状想定していない接続形態でサービスが提供される可能性も考えられます。従って、SNI收容ルータと網終端装置(VPN)についても、接続事業者から新たな要望があった場合には、費用を接続料原価に算入すべきかを改めて検討し、必要性が認められた場合には適時・適切に対応することが必要です。 サービスの帰属先機能について、現時点においては報告書案の整理は妥当と考えますが、市場の状況に応じた柔軟な見直しを行うことが必要です。 ひかり電話の自網内呼について、現状想定されているNGNのひかり電話の自網内呼の接続形態においては、ポート単位で接続料を算定する限り、報告書案の整理は妥当であると考えます。 ただし、今回「未アンバンドル機能」と整理されたNGNのひかり電話に係る機能についても、NTT東・西の利用部門に対する提供条件に関する会計の透明性を高めることによって、PSTNや接続料原価に算入されるひかり電話等との間でコスト比較を可能とし、公正な競争条件が確保されているか検証することが必要です。その際には、NTT東・西がサービス種別毎にどの機能を利用するのかをコスト配賦の過程で明示することが、より精緻な検証を行うために重要です。 また、設備の利用形態や提供されるサービスは今後変化していくことが予想されるところであり、整理の見直しが必要となる可能性があります。そのため、今回のひかり電話の自網内呼の整理を固定的なものとせず、接続事業者から新たに要望があった場合には、改めてサービスと機能の関係を検討し、必要性が認められた場合には適時・適切に当該コストの接続料原価への算入を行うことが必要です。 (KDDI) ■ 「第2章 接続料原価算定の基本的枠組み 1. 配賦の階梯となる設備・サービス」で述べたとおり、設備・サービス・機能別区分等については、接続事業者の要望や今後のサービスの状況等を踏まえ、適時適切な見直しが必要と考えます。 また、報告書案においては、ひかり電話の NTT 東西自網内呼に関し、一部通話に係るコスト	■ ひかり電話のコストについては、NTT東西の利用部門のみが負担するコスト(未アンバンドル機能分)と接続事業者も負担するコスト(アンバンドル機能分)に分かれるが、両者のコスト分計が適正に行われないと、公正競争上問題が生じることから、NTT東西においては、接続料の認可申請の際には、他事業者の検証容易性にも留意して算定根拠を明らかにすることが必要である。

を未アンバンドル機能に帰属させるとされていますが、これが永続的であってはならず、今回の整理が更なるアンバンドルを妨げるものであってはならないと考えます。 なお、当面の間やむを得ず未アンバンドル機能を残さざるを得ないのであれば、当該未アンバンドル機能に係るコストやトラフィック等の詳細な情報開示をNTT東西殿に求めた上、同種の機能を利用する接続事業者における単位当たり接続料とNTT東西殿利用部門における単位当たり振替網手数料を算出の上比較する等により、両者間で公正な競争条件が確保されているか否かといった検証が必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見21 「GWルータ」、「GWスイッチ」は、接続事業者の個別負担とすることが適当。	考え方21
■ 「GWルータ」、「GWスイッチ」は、接続事業者からの要望に基づき設置するものであるため、当該事業者の個別負担とすることが適当であると考えます。 (NTT東西)	■ 報告書案に示したとおり、「GWルータ」と「GWスイッチ」は、接続事業者が自網とNGNを接続するために必須であることから、接続料原価に算入することが適当である。
意見22 POI(接続箇所)の設置に関し、POIに設置される設備のコストが、接続料原価に算入されるか、個別負担かも判断要素の一つになり得るとする報告書案の考え方に賛成。	考え方22
■ 今後も、多様な接続形態が検討されていくと考えますが、個別接続形態毎に発生した費用全てを要望した事業者に個別負担させるだけではなく接続料を新たに設定することを検討することは、他の事業者に対しても広く利用が可能ともなり、これを判断要素の一つに成り得るとする本報告書案の考え方に賛成致します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	—

(第3章)コストドライバの在り方

1. NTT東西から報告されたコストドライバ案

意 見	考 え 方
意見23 現時点で、「想定トラフィック比」と「ポート容量比」を中心に検討することは妥当だが、どちらがより実態に即したのか判断が困難なため、二者択一とすべきかは、慎重な検討が必要。	考え方23
■ 全事業者に適用する統一の接続料算定を、早期に行う必要があることに鑑みれば、現時点でコストドライバに「想定トラフィック比」と「ポート容量比」を用いることを中心に検討することは妥当であると考えます。ただし、NGNの利用実態等の変化に合わせて柔軟に見直すことを前提とすべきです。 なお、現時点では、「トラフィック比」と「ポート容量比」のどちらがより実態に則したコストドライバなのかを判断することは困難です。NTT東・西の提案を見る限りでは、サービス別のコストを把握	(考え方19に同じ)

できる「トラフィック比」が望ましいと思われますが、「ポート容量比」の方が適切なケースも想定されるため、二者択一とすべきか、慎重な検討が必要と考えます。 また、「利用者価値」を用いる案については、客観的で適正な測定・設定方法が存在しないため、適当ではありません。 (KDDI)	
意見24 実績トラフィック比は、客観性・透明等の観点で優れているため、将来の採用可能性について引き続き検討を行うべき。	考え方24
■ 「(1)実績トラフィック比」は、サービス別のパケット数等の把握が困難という理由により当面のドライバ候補としては除かれているものの、客観性・透明性等の観点において優れていると考えられることから、パケット数等の把握に必要な費用・時間がどの程度か等の具体的な見積もりを行うことも含め、NTT-NGN 接続料研究会において将来の採用可能性について引き続き検討を行うべきであると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ トラフィック比は、サービス別のコストを把握し接続料の適正化の検証にも資するコストドライバであり、今回検討されているドライバ案の中で最も適したコストドライバであると考えます。更に、今後、QoS の程度として最優先通信と高優先通信以外に新たな区分が作成された場合などにおいても追加の補正の検討が他案と比して容易であると考えられ、接続料算定の柔軟性に長けたドライバであるとも考えられます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	(考え方19に同じ)

2. コスト配賦への経済性等の加味(量的問題)

意 見	考 え 方
意見25 帯域比によるコスト配賦に客観的な指標に基づいた調整が必要なことは理解。帯域等換算係数の設定方法について、「引き続き検討を深めることが適当」との報告書案の趣旨に賛同。	考え方25
■ 帯域比でコスト配賦すると特定のサービスにコストが偏ってしまう可能性がある現状においては、客観的な指標に基づいた調整が必要となることは理解します。 実績を見ながら調整の是非や調整する場合の客観的指標が何かについて検討し、適宜見直しを行うべきであり、「引き続き検討を深めることが適当」との報告書案の趣旨に賛同します。 (KDDI)	—
意見26 帯域等換算係数の導入に際しては、当該係数を導入しない場合のサービス別のコスト配	考え方26

賦の結果及び利用者料金水準との関係等を明確にすべき。また、映像系サービスへの費用の偏りを補正することは、ひかり電話等の費用増につながることに留意すべき。	
■「第1章 はじめに 3. 検討の基本的視点」で述べたとおり、接続料原価算定に用いられるコストドライバは、ABCの原則に基づき適切なものが選定されるべきです。 仮に、上記により選定されたドライバを用いた場合に、利用者料金とコストのバランスや適正性等の観点において許容し難い乖離等の存在が明らかとなり、公正競争確保の観点から問題がある場合にはじめて、帯域等換算係数の導入等ドライバの修正を検討するという手順を踏むべきであると考えます。 しかしながら、報告書案においては、帯域等換算係数の導入の必要性を示す理由として、「(2) 想定トラヒック比」「(3)ポート容量比」をドライバとして用いた場合における映像系サービスの利用者料金への影響の懸念は記載されているものの、当該ドライバを用いた場合に具体的に接続料及び利用者料金がどの程度の水準となるのか等が明確には示されていません。従って、まずはこれらのドライバを用いた場合のサービス別のコスト配賦の結果及び利用者料金水準との関係等を明確にすべきと考えます。 また、報告書案においては、映像系サービスへの費用の偏りを懸念する記載が各所に見られますが、この偏りを何らかの手法で補正することは、ひかり電話等のサービスにおける費用増につながることに留意すべきです。特に、ひかり電話が従来の電話に置き換えられうる基本的なサービスであるということを考慮すると、映像系サービスやテレビ電話等に係るコスト等を、ひかり電話のサービスに片寄せするようなことはあってはならないと考えます。 そもそもNTT-NGNのトラヒックやQoSに係るコストの問題は非常に複雑であり、特に、ひかり電話に代表される音声通話は、データ通信サービスと比較し終端する対地がより拡散することから、当該サービスに係るトラヒックはネットワークの最も太い箇所から安易に推定できず、当該想定トラヒック比を算定するモデルや式は、単純なものにはなり得ないと考えます(別添資料にて一例を示します)。 従って、本件に関しては、NTT-NGN 接続料研究会において更なる議論を行い、適切なドライバを追求することが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■帯域等換算係数を導入する場合は、意見のとおり、映像系サービスの費用が減少する一方、ひかり電話等の費用が増加することになることから、費用配賦の適正性・透明性を担保することが重要であり、実際に接続料が認可申請される際に、帯域等換算係数の設定に用いた具体的な装置やその採用理由など、当該係数設定の考え方について検証することが必要である。
意見27 NTT東西のシミュレーション結果の適正性及び妥当性の判断に必要な情報や根拠等について情報開示が必要。また、帯域等換算係数の設定に当たっては、例えば、サンプル対象とするIP系装置価格の検証など、更なる客観性・透明性の向上を図ることが必要。	考え方27
■「当該帯域等換算係数を用いてコスト配賦及び接続料を試行的に算定したが、その換算結果に	(考え方26に同じ)

は、特段問題となる点は存在しなかったこと」とありますが、具体的な換算結果及び特段問題がないとされた判断基準がなく、妥当性を有するとされた根拠が不透明な記述であると考えます。 本件に限らず NTT 東西殿が実施したシミュレーションについては経営情報の守秘の配慮が必要であるとも考えますが、しかしながらその一方で、その適正性及び妥当性の判断に必要な情報や根拠等については情報開示頂く必要があるものと考えます。 また、帯域等換算係数の設定に当たっては、更なる客観性・透明性向上を図る必要があると考えます。例えばIP系装置の市販価格に着目して帯域換算係数を設定する場合であれば、具体的にどのIP系装置価格をサンプルとするかなどの検証が必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
--	--

3. コスト配賦へのQoSの加味(質的問題)

意 見	考 え 方
意見28 QoSの加味について、「実際に接続料が認可申請される際に、接続料の算定期間等の考え方にに基づき、その妥当性を検証することが必要」との報告書案の提言に賛同。	考え方28
■ QoS確保の方法については、統一された規格等は存在せず、各キャリアの設備設計や帯域確保の思想によって決まるものと理解しています。 そのため、「実際に接続料が認可申請される際に、接続料の算定期間、当該算定期間における契約者数の増加に応じた設備増強やQoSの差異等に関する考え方にに基づき、その妥当性を検証することが必要」との報告書案の提言に賛同します。 なお、コスト配賦に際してのQoSの加味の在り方についても、市場環境の変化にあわせて柔軟に見直しを行うことが適当です。 (KDDI)	—
意見29 QoSを加味したコスト配賦は必要だが、非常に複雑な問題であるため、更なる議論が必要。	考え方29
■ QoS については、コストに差を設けないとすると、一部の事業者が QoS 優先クラスの通信を大量に流す等、QoS の仕組み自体が機能しなくなる懸念等も存在することから、QoS を加味したコスト配賦は必要であると考えます。 しかしながら、QoS の効果の程度は報告書案にもあるとおりNTT 東西殿がネットワーク設備をどのような方針に基づき増強するか等の条件に左右される等、非常に複雑な問題であることから、「2. コスト配賦への経済性等の加味(量的問題)」で述べたとおり、NTT-NGN 接続料研究会において更なる議論を行うことが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■ 報告書案に示したとおり、QoSの有無・程度は、NTT東西がNGNの設備をどのような方針に基づき増強するかによって、どのような差異として顕在化するかは異なり得るところであり、費用配賦へのQoSの反映方法については、引き続き検討を行うことが適当である。

意見30 QoSの加味の検討に当たっては、客観性・透明性向上の観点が必要。例えば、ゆらぎに着目する場合、上乗せ帯域の設定根拠やその適正性の検証が必要。	考え方30
■ QoS の加味に係る配賦補正方法の検討にあたっては、設定における客観性・透明性向上の観点が必要であると考えます。例えば、「ゆらぎ」に着目した補正方法を検討する場合においては、ゆらぎに応じたそれぞれの上乗せ帯域の設定に至った根拠や設定帯域の適正性の検証などが必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■ QoSの有無・程度を費用配賦に加味する場合は、費用配賦の適正性・透明性を担保することが重要であり、実際に接続料が認可申請される際に、具体的な反映方法について検証が必要である。

4. コストドライバ設定の方向性

意 見	考 え 方
意見31 2009年度接続料にやむを得ずポート容量比を用いるとしても、実績トラヒック比・想定トラヒック比について更なる検討を行い早期適用を目指すべき。	考え方31
■ 「第1章 はじめに 3. 検討の基本的視点」で述べたとおり、接続料原価算定に用いられるコストドライバは、ABC の原則に基づき適切なものが選定されるべきであることから、まずは実績トラヒック比を用いた配賦の実現に向けた検討を図り、次善策として想定トラヒック比を用いた配賦を検討すべきです。 従って、2009 年度接続料算定においてはやむを得ずポート容量比を用いるとしても、前述のとおり NTT-NGN 接続料研究会において実績トラヒック比・想定トラヒック比について更なる検討を行った上で、これらのドライバの早期適用を目指すべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 暫定ドライバから正式ドライバの切り替えについては、より適正な接続料の算定及び費用配賦の基本的な考え方である活動基準原価帰属(ABC) を早期に実現すべく、トラヒック等のアクティビティに着目したドライバを 2010 年度適用の接続料から採用できるよう今後の検討を進める必要があると考えます。 また、今後の NGN における競争促進及び消費者利益の向上のため、2010 年度からの NGN の接続料算定においては、将来原価方式を採用することによって接続料の低廉化を図っていくことが必要であると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■ 報告書案に示したとおり、ポート容量比は、NGNの利用実態に係るデータが蓄積されるまでの間の暫定的なコストドライバとして、2009年度接続料に限って認めることが適当としたものであり、2010年度以降接続料の算定の際には、利用実績も一定程度蓄積されると考えられることから、想定トラヒック比やポート実績トラヒック比など、アクティビティを考慮するコストドライバを用いて接続料を算定することが必要である。
意見32 ポート容量比・想定トラヒック比は、どちらも一定の合理性を有すると考える。また、2010年度以降の接続料の算定に際し、必ずポート容量比から想定トラヒック比又は実績トラヒック比に変更すべきということではないと理解。	考え方32

■ ポート容量比は使用可能量(キャパシティ)に着目し費用配賦を行う方法、想定トラヒック比は使用量(想定した使用トラヒック)に着目し費用配賦を行う方法ありますが、ネットワークコストを配賦するコストドライバとしては、どちらも一定の合理性を有するものと考えます。 ■ 研究会でも議論があったように、2010年度以降の接続料の算定に際しては、接続事業者や利用者に与える影響も考慮しつつコストドライバを検討していく必要があると考えており、2010年度に必ずポート容量比から想定トラヒック比又は実績トラヒック比に変更すべきということではないと理解しています。 (NTT東西)	(考え方31に同じ)
意見33 NGNは、既存のコア網の置き換えであり、プライシングに際して、既存機能の接続料水準や、既存サービスの利用者に与える影響を考慮することに賛同。	考え方33
■ NTT東・西のNGNは既存のコア・ネットワークの置き換えであり、需要のマイグレーションを考慮して接続料算定を行うことを原則とすべきです。従って、プライシングに際して、既存の機能に係る接続料水準や、既存サービスの利用者に与える影響を考慮することに賛同します。 ただし、例えば現在のひかり電話接続料は相対で設定されており、接続会計によるコストに基づくものではないことを認識しておく必要があります。 (KDDI)	—
意見34 コストドライバの変更の際は、料金水準の変動幅を十分に考慮すべき。	考え方34
■ コストドライバの算定方法変更により大幅な料金水準の変動が生じれば、接続事業者および利用者に与える影響は大きい。算定方法変更の際は料金水準の変動幅を十分に考慮して頂きたい。 (北海道総合通信網株式会社)	■ 報告書案に示したとおり、コストドライバの設定自体は、接続料水準の変動を考慮して行われるべきものではないが、実際に接続料を設定(プライシング)する際には、接続事業者や利用者に与える影響も考慮しつつ行うことが必要である。

(第4章)接続料の設定単位と接続料算定に係る課題

1. NTT東西から報告された接続料の設定単位等

2. 接続料の設定単位

意 見	考 え 方
意見35 報告書案で示された接続料の設定単位は妥当だが、市場環境を見ながら必要に応じて適宜見直すことが必要。なお、今後は、PSTNや地域網等の既存網とNGN全体で接続料算定の在り方を検討すべきであり、円滑な移行が進められるような接続料単位の設定が適当。	考え方35

■ 報告書案で示された接続料の設定単位は妥当であると考えますが、いずれにしてもコストドライバと同様、市場環境を見ながら必要に応じて適宜見直すことが必要です。 なお、今後に向けては、PSTNや地域網等の既存網とNGN全体で接続料算定の在り方を検討すべきであり、既存サービスからのマイグレーションが円滑に進められるような接続料単位を設定することが妥当であると考えます。 (KDDI)	■ 今後の検討の際の参考とさせていただきたい。
--	--------------------------------

3. 接続料算定に係る課題①—IGS接続機能の逆ざや問題

意 見	考 え 方
意見36 ミラー方式の導入は適当ではないとする報告書案の考え方に賛成。	考え方36
■ 設備コストにはスケールメリットが働くため、新規事業者ほどコストが高くなる傾向はありますが、新しい技術の導入等によりコストが下げられる場合もあり、接続料の適正性を一概に判断することは困難です。 従って、ミラー方式を強制すべきではなく、NTT東・西による接続拒否事由の判断基準を設けることも不適切であると考えます。 仮に、事業者間で問題が生じた場合には、十分に協議して解決を図ることが基本であると考えます。 (KDDI)	—
■ IGS 接続機能はそもそも第一種指定電気通信設備に係る機能であることから、その接続料は、NTT 東西殿の接続約款に明確に定められた事業者均一料金であるべきです。 NTT 東西殿は、第一種指定電気通信設備に係るコストを、コストに適正利潤を加えた接続料にて回収が可能であるため、ネットワークコスト回収の面で問題は生じず、一方、接続事業者においては、事業者毎にネットワークコストが異なることに起因し接続料に差異が生じ、ひいては NTT 東西殿の接続料とも差異が生じることは当然の事象であることから、「ミラー方式」の導入は適切ではなく、そもそも本件を「逆ざや問題」として、あたかも大きな問題が発生しているように取り上げることは適切ではないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
■ NTT東西殿の「NTT東西接続料とのミラー方式導入」のご意見について、本意見を容易に認めることは、接続要望事業者との間の接続交渉において、NTT東西殿に優越的な地位の濫用を招く	

おそれがあり、健全な市場の発展を妨げる可能性も考えられます。そのため、NTT東西殿接続料とのミラー方式の導入は適当ではないとする本報告書案の考え方に賛成致します。 また、本方式導入の適否の検証にあたっては、ネットワークの設備コストの違いのみならず、接続事業者のネットワーク及びNTT東西殿の業務地域によっては、複数事業者間の接続が必須の場合もあり、そのネットワーク規模や接続形態について考慮し判断することも必要であると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見37 当社だけが事業者間均一の接続料を設定した場合、接続事業者が当社よりも高い接続料を設定し、事業者間の公平性が著しく損なわれることが想定されるため、ミラー方式も一定の合理性があると考えます。	考え方37
■ IGS接続機能の接続料について、当社だけが事業者均一の接続料を設定した場合、接続事業者が当該接続料よりも高い接続料を設定し、事業者間の公平性が著しく損なわれることが想定されることから、現行のひかり電話の接続料と同様、事業者間の協議により相対で相手事業者の接続料と同額の接続料を設定することについても一定の合理性があるものと考えます。 (NTT東西)	■ 報告書案に示したとおり、接続料原価は、ネットワークの規模等により事業者ごとに異なるため、他事業者の接続料が、NTT東西の接続料よりも高いことをもって、事業者間の公平性が著しく損なわれるとは言えないと考える。 ただし、NTT東西の接続料の差額で利益を稼ぐことを目的に「不当に高額な接続料」を請求することは、電気通信事業法に定める接続の拒否事由に該当する可能性があると考えられるため、「不当に高額な接続料」の判断基準については、今後更に検討を深めることが適当である。 なお、「不当に高額な接続料」の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる。
意見38 接続事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定する場合には、速やかにその適正性を検証し所要の措置を講じるための具体的な手法や仕組みについて早急な検討が必要。	考え方38
■ 接続事業者は、自らの接続料を低廉化して請求するインセンティブが働きにくいいため、当該接続料は高止まりする可能性が高いと考えます。また、番号ポータビリティが実現されているOAB～J事業者との接続において、当社が、高額な接続料を設定する接続事業者向け利用者料金にその分転嫁することは、当社ユーザの利用者利便を極めて損なうものと考えます。従って、接続事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定する場合には、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることができるよう、検証のための具体的な手法や仕組みについて早急な検討が必要であると考えます。	(考え方37に同じ)

(NTT東西) ■ 「接続料との差額で不当に利益を稼ぐ」ことが事業者間における公正競争を阻害するものであれば、そのような行為に対しては検討を行う価値があると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
--	--

4. 接続料算定に係る課題②—IGS接続機能の接続料の東西間格差

意 見	考 え 方
意見39 NTT東西別の接続料を設定することが必要。	考え方39
■ NTT東・西は別会社であるため、コストの東西格差を反映することを原則とすべきです。 (KDDI) ■ NTT 東日本殿と NTT 西日本殿はそれぞれ別々の会社であり、当然ながらコスト構造も異なることから、接続料算定の根拠を明確にした上で、NTT 東西殿別の接続料を設定すべきであると考えます。 加えて、NTT 東西殿別の接続料格差を認めることにより、両社間のヤードスティック競争が機能し、NTT 東西殿における経営効率化競争は最終的には NTT 東西殿双方において利用者料金の低廉化につながると考えます。この場合、仮に接続料の東西格差が利用者料金に反映されたとしても、利用者はそれぞれ料金の低廉化という便益を享受可能になるものと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■ 報告書案に示したとおり、IGS接続機能については、接続料算定の原則やNTT東西を別々の会社にした経緯等からは、基本的にNTT東西で別々の接続料を設定することが適当である。ただし、東西間格差の割合は、実際に認可申請がなされないこと等から、NTT東西均一料金の要否は、実際の認可申請を踏まえて判断することが適当である。

5. 接続料算定に係る課題③—中継局接続機能のビル&キープ方式

意 見	考 え 方
意見40 「現時点でのビルアンドキープ方式導入を適当ではない」、「関係事業者間で検討・協議を行った上で、改めてその導入の適否について判断することが適当」とする報告書案の提言に賛同。	考え方40
■ そもそもビル&キープの定義について、関係者間で認識を共有すべきです。当社は、ビル&キープは接続料精算の一類型であると認識しており、いずれにしても、ビル&キープの導入有無に関わらず、接続料設定は必要であると理解しています。 将来の精算方式としてビル&キープが有用となる可能性はありますが、現段階では交渉上優位に立つ事業者に恣意的に運用される可能性が高いため、時期尚早であると考えます。	—

従って、「関係事業者間で検討・協議を行った上で、改めてその導入の適否について判断することが適当」とする報告書案の提言に賛同します。 (KDDI) ■ 中継局接続機能についても、IGS 接続機能と同様に第一種指定電気通信設備に係る機能であることから、その接続料は、NTT 東西殿の接続約款に明確に定められた事業者均一料金であるべきです。 「ビル&キープ方式」は、ネットワークがオール IP となる等、IP 化が十分進展した際の検討課題とすべきであり、現時点では NTT-NGN に係るコスト構造の不透明さを増す要因の一因ともなり得るものであり、「ビル&キープ方式」の導入は適切ではないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 現時点でのビルアンドキープ方式導入を適当ではないとする本報告書の考え方に賛成致します。 今後のビルアンドキープ導入の検討にあたりましては、1)適用基準の適正・透明な設定、運用 2)接続事業者の経営面に与える影響について、特にNTT東西殿と接続事業者間の公正競争確保の観点にたった検討が重要であると考えます。また、その検討の際にはあわせて、今まで導入に関する議論が活発に行われてこなかったぶつ切り方式についても、検証を行う必要があると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見41 中継局接続機能の接続料は、当面、ビル&キープ方式とすることが適当。また、ビル&キープ方式の有用性を必ずしも否定するものではないのであれば、その導入の適否の検討に速やかに着手することが必要。	考え方41
■ 中継局接続機能については、以下の理由から、当面、ビル&キープとすることが適当であると考えます。 ① NGNは、エンドユーザやコンテンツプロバイダ等より多くの方々にご利用いただくことによって発展していくものであることから、他事業者網との接続条件については、接続事業者だけでなく、こうした方々の利便性等も踏まえて検討を深めていく必要があること ② そのためには、具体的な接続要望がない現段階で接続料を設定するよりも、接続実績を積み重ねトラヒック状況や利用形態等を見極めた上で、実態に応じた接続料の在り方を検討していく必要があること ③ 仮に当社だけが事業者均一の接続料を設定した場合、接続事業者が当該接続料よりも高い接	■報告書案に示したとおり、ビル&キープ方式には、①適用基準の適正・透明な設定・運用、②接続事業者の経営面に与える影響、③現行の接続制度との関係、といった観点から検討・整理すべき課題が多数存在し、接続事業者からも十分に検討を行う前の導入には懸念が示されている状況にあることから、これらの課題解決前にビル&キープ方式を導入することは適当ではない。今後の中継局接続機能の利用状況等を踏まえつつ、関係事業者間で検討・協議を行った上で、改めてその導入の適否を判断することが適当である。

接続料を設定し、事業者間の公平性が著しく損なわれることが想定されること また、報告書案では、ビル&キープ方式について、1)適用基準の適正・透明な設定・運用、2)接続事業者の経営面に与える影響、等の課題が存在するとされていますが、1)適用基準の適正・透明な設定・運用については、通信量の不均衡が生じる等して、ビル&キープ方式を見直す場合は、個々の事業者ごとではなく、全事業者に対して共通のルールとして取り扱う考えであり、当社の恣意的な運用とはなり得ないものと考えます。2)接続事業者の経営面に与える影響については、接続事業者の接続料にユーザ料金が左右されるエンドエンド料金方式よりも、自社でコントロール可能な自網区間のコストだけでユーザ料金を設定できるビル&キープ方式の方が、むしろ、接続事業者の経営面に与える影響は少ないと考えられます。 ■ ビル&キープ方式の有用性を必ずしも否定するものではないのであれば、導入の適否の検討について速やかに着手していくことが必要であると考えます。 接続事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定する場合には、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることができるよう、検証のための具体的な手法や仕組みについて早急な検討が必要であると考えます。 (NTT東西)	なお、中継局接続機能の接続料を設定する場合は、IGS接続機能と同様に「逆ざや問題」が生じ得ることから、「不当に高額な接続料」の判断基準の検討を深めるとともに、「不当に高額な接続料」の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる。
--	--

6. 接続料算定に係る課題④ーイーサネット接続機能の逓減型・バルク型料金

意 見	考 え 方
意見42 逓減型・バルク型料金体系は、中小事業者ほど利用規模が小さく、不利な接続料の適用を受けることが想定されるので、導入については十分に議論・検討すべき。また、仮に導入を認めるにしても、実際にスケールメリットが働くのかを検証し、関係者間でコンセンサスを得ることが必要。	考え方42
■ イーサネット接続機能に限って「利用料が多いほど逓減的な料金体系」や「事業者ごとにバルク型の料金体系」を適用することに合理性があるか、引き続き関係者間で検討を行い、コンセンサスを得る必要があります。 なお、事業者ごとのバルク型料金体系については、新規参入の障壁になる可能性があることも考慮すべきです。仮に導入を認めるとしても、実際の設備の実装状況を踏まえてスケールメリットが働くのかを検証し、関係者間でコンセンサスを得ることが必要であると考えます。 (KDDI)	■ 報告書案に示したとおり、イーサネット接続機能の逓減型・バルク型料金は、使用帯域の大きいサービス等にはスケールメリットが働き、帯域差ほどはコスト差がないと考えられることから、その導入を認めることは適当であるが、費用配賦の適正性・透明性を担保する観点から、実際に接続料が認可申請される際に、帯域換算の具体的な考え方について検証することが必要である。 なお、イーサネット接続機能の接続料は、PVCタイプ(単

■ NTT-NGN におけるコスト構造の分析に基づいた結果として、イーサネット接続料金において逓減型・バルク型の料金体系を用いることは一定の妥当性があると考えられるものの、その詳細が不明確であることから、総務省殿におかれては、NTT 東西殿に対してコスト逓減効果と接続料設定の関係について具体的データの開示を求め、当該接続料設定の妥当性を検証することが必要と考えます。 ■ イーサネット接続機能の最大の利用者は NTT 東西殿の利用部門と想定されることから、上記検証は、今回提示されている逓減型・バルク型の接続料体系が、NTT 東西殿と競争事業者間の公正競争条件に影響を与えないか否かという点を中心に行って頂きたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 会社規模の大きな接続事業者ほど利用規模が大きくバルク型料金体系の恩恵を受け、中小接続事業者ほど利用規模が小さくサービス競争上不利な接続料金の適用を受けることが想定される。 利用の公平性確保の点からバルク型の料金体系導入については十分に議論・検討して頂きたい。 (北海道総合通信網株式会社) ■ イーサネット接続機能の接続料における逓減型・バルク型料金体系の導入は、特定の事業者のみ有利に働く可能性があることから、認めるべきではないと考えます。 特に、バルク型料金は、設備コストとの関係性が不透明であることから、指定電気通信設備における接続料算定の原則に照らして不適当であると考えます。 (ケイ・オプティコム)	数対置)のみに設定されるが、NTT東西自身は、PVCタイプの機能は利用しないこととしている。
意見43 この事例を機に、他の機能でも積極的に同様の料金体系を導入することは、中小規模の事業者にとって利用の公平性の確保が困難となる可能性がある。他の機能で同様の料金体系を導入する際には、利用の公平性の観点に立った検証が十分に行われることが必要。	考え方43
■ イーサネット接続機能においては事業者毎の低減・バルク型料金の一部導入が適当とされていますが、この事例を機に他の機能においても積極的に同様の料金体系を導入することは、中小規模の事業者にとって利用の公平性の確保が困難となる可能性があり注意が必要です。そのため、他の機能において同様の料金体系の導入を検討する際には、利用の公平性の観点にたった検証が十分に行われる必要があると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■イーサネット接続機能以外の機能に逓減型・バルク型料金体系を導入する場合は、その必要性や帯域換算の具体的な考え方について十分に検証した上で、その適否を判断することが必要である。

(第5章)接続料算定の透明性向上等

1. 接続会計の設備区分

意 見	考 え 方
意見44 NGNにおいても、会計の透明性や継続性・安定性の確保は重要。報告書案の提言に賛同。	考え方44
■ NGNにおいても、会計の透明性や継続性・安定性の確保は重要であり、報告書の提言に賛同します。 (KDDI)	—
意見45 接続会計と網使用料算定根拠の「設備区分費用明細表」の費用項目・設備区分の一致や網使用料算定根拠における算定方法の説明など、接続料算定の透明性を高めるための工夫が必要。	考え方45
■ 接続会計の設備区分としては、NTT東西殿の電気通信事業会計の設備区分とも適合するよう、NTT東西殿の社内で作成している会計データのコード化の方法を工夫するのがよいと考えます。 コード化の目的としては、次の2つが考えられます。 ① NGNコストの分計が可能 ② サービス別収支、アンバンドル機能のコスト算定(主に網使用料算定根拠)のいずれにも用いることのできる細かい単位での設備区分管理が可能 接続会計と網使用料算定根拠の「設備区分費用明細表」の費用項目及び設備区分を一致させるべきと考えます。接続料算定は、接続会計ではなく、網使用料算定根拠で算定されることがほとんど多いのが現状です。接続会計と網使用料算定根拠の数値の連続性を保つために設備区分についても一致させることが透明性確保に必須と考えます。 網使用料算定根拠においても、費用配賦など算定方法について説明が必要と考えますので、たとえば接続会計手順書のなかに網使用料算定根拠の算定方法についてもあわせて盛り込むなどの工夫が必要と考えます。 NTT東西殿が任意に開催する接続料の説明会も継続して行ってもらえるよう強く要望します。 接続会計、網使用料算定根拠については、電子データでの情報提供も強く要望します。 情報通信審議会答申(平成13年11月16日)における「電気通信事業法施工規則の一部を改正する省令案に対する意見等及びその考え方」で、市内線路保全費等の費用配賦に使用したデータは公表されていますが、接続料算定においてはその透明性を高めるべく、配賦に用いたデータは基本的にすべて開示すべきと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	(考え方4及び6に同じ)

■ NTT-NGN においては、配賦フローに「サービス」という要素が追加されることにより、接続会計と網使用料算定根拠間の対応関係が一層不明確となることが懸念されます。 従って、接続会計と網使用料算定根拠のコスト整理の分担の範囲を問わず、設備コストから機能コストに集約されるまでの流れを第三者が一貫して把握可能とすべく、接続会計・網使用料算定根拠における配賦基準・配賦プロセス及び両者の対応関係を明確にして頂きたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
--	--

2. 接続会計等の透明性向上

意 見	考 え 方
意見46 NGNでも接続会計の透明性が重要であり、アンバンドル機能と未アンバンドル機能の分計が必要等の報告書案の提言に賛同。	考え方46
■ NGNにおいても接続会計の透明性が重要であり、「利用部門と管理部門の取引額や管理部門が接続事業者から受け取る接続料について、区別して識別できるようにすることが必要」、「接続会計の損益計算書の振替網使用料については、アンバンドル機能と未アンバンドル機能を分けて整理することが必要」との報告書の提言に賛同します。 (KDDI) ■ 将来、アンバンドル機能の追加も想定されることから「アンバンドル機能と未アンバンドル機能に係る取引は分計することが適当」に賛成します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	—
意見47 NGNとそれ以外のネットワークに分けて設備区分別費用明細表等を整理するだけでなく、接続会計を通じてNGNに係るコストの適正性やコスト削減余地の有無等の検証が必要。	考え方47
■ NTT-NGN に係る費用等に関しては、外部からの検証可能性を高めるためにも、報告書案に示すとおり、少なくとも接続会計における設備区分別費用明細表、損益計算書、固定資産帰属明細表等について、NTT-NGN とそれ以外のネットワークを分けて整理することが必要不可欠と考えます。 加えて、NTT-NGN に係る費用等については上記の分計のみならず、「第1章 はじめに 3. 検討の基本的視点」で述べたとおり、そもそもの NTT-NGN コストの適正性やコスト削減余地の有無、NTT-NGN のネットワーク構成が適切か否かといった検証が必要であり、具体的には、接続会計を通じて以下のような検証等を行って頂きたいと考えます。 - NTT-NGN 及びそれ以外のネットワークに係る、各設備における加入者当たりコストの比較 - NTT-NGN 及びそれ以外のネットワークに係る、各設備における費用及び共通設備における費	■ NGNは、今後の段階的な発展の中で、新たな設備・サービス・機能の追加が想定されるため、配賦の階梯となる設備・サービスも適時適切に見直しを行うなど、接続料算定の適正性・透明性の維持・確保を図ることが必要である。

用の経年変化 また、未アンバンドル機能の取引額については、「第 2 章 接続料算定の基本的枠組み 4. 設備・サービス・機能の関係」において述べたとおり、未アンバンドル機能に係るコスト及び収入の分計に加え、当該未アンバンドル機能に係るトラフィック等の公表を通じ、同種の機能を利用する接続事業者における単位当たり接続料と NTT 東西殿利用部門における単位当たり振替網手数料を算出の上比較する等により、両者間で公正な競争条件が確保されているか否かといった検証が必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見48 NGNだけでなく、「地域IP網」「ひかり電話」についても分計すべき。また、固定資産明細表について、電気通信事業会計と接続会計で項目が一致するように対照表をつけてもらいたい。	考え方48
■ NGN接続料とそれ以外の分に分けることは非常に意義があり賛成します。 さらに、NTT東西殿が現在の地域IP網やひかり電話をNGNに一本化する計画であれば、「NGN」にまとめて一本化される「地域IP網」「ひかり電話」についても分計するのがよいと考えます。将来「NGN」として一本化される営業費用について、今からチェックを行うことが透明性向上につながると考えます。 固定資産明細表については、電気通信事業法第 30 条第 5 項に基づく「電気通信役務に関する収支の状況その他会計に関する事項」による財務諸表と「接続会計報告書」と項目が一致するよう、対照表をつけていただけるよう要望します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■ 接続会計の役割が現在アンバンドルされている機能の接続料算定の適正性の検証である点や規制コストにかんがみれば、将来NGNに移行することを理由として、地域IP網・ひかり電話網を接続会計上分計することは、必要ないとする。 なお、接続会計の固定資産明細表は、2008年2月の省令改正により、作成不要とされたところである。

3. スタックテスト

意 見	考 え 方
意見49 スタックテストは、報告書案で示されたスケジュールに則って確実に実施されることが必要。	考え方49
■ スタックテストは接続料の適正性を検証する仕組みですが、公正競争の確保や内部相互補助による不当なお客料金設定の監視にも貢献するものであり、重要な制度であると認識しています。 従って、報告書で示されたスケジュールに則って確実に実施されることが必要です。 (KDDI)	■ スタックテストについては、報告書案に示したとおりのスケジュールで実施されることが必要である。
意見50 専用サービスについても、スタックテストの検証対象として維持することが必要。	考え方50
■ 報告書案のとおり、スタックテストに「フレッツ光ネクスト」「ひかり電話」「ビジネスイーサワイド」の3区分を追加し、その接続料水準について検証を行うことは必要と考えます。	■ 専用サービスは、特定電気通信役務の対象外とする省令改正が行われる予定(2009年1月)であるように、利用者の

加えて、「専用サービス(一般専用、高速デジタル伝送、ATM 専用線等)」についても、初めて特定電気通信役務から除外されたケースであること、また、今後も事業会計において「専用役務」が「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」の中の一区分として設けられること等を考慮すると、少なくとも今後数年間は状況を注視すべく、スタックテストの検証対象として維持することが必要と考えます。 なお、スタックテストについては、「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」の費用に関しても営業費に含めるといった検証内容の充実化、及び NTT 東西殿における設備等の調達価格が一般的な市場調達価格と照らし合わせて妥当か否かといった検証項目の追加等、その手法の見直しを行うべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	影響に及ぼす度合いが低くなっており、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下していると考えられることから、報告書案に示したとおり、スタックテストの対象外とすることが適当である。
意見51 今後新たに機能が追加・検討される際も、スタックテストの対象サービスへの追加の検討が必要。	考え方51
■ NTT東西殿及び総務省殿のそれぞれのスタックテストにおいて、新たに「フレッツ光ネクスト」「ひかり電話」「ビジネスイーサイド」を追加することに賛成致します。 また、今回に限らず、今後新たに機能が追加検討される際にも、都度、スタックテストの対象サービスの追加の検討が必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■スタックテストは、接続料の妥当性を多角的に検証する観点から実施されるものであり、市場が拡大傾向にあるもので、新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス等については、基本的にスタックテストによる検証を行うことが適当と考える。
意見52 ユーザ料金の自由度を損なうようなスタックテストは実施すべきではない。	考え方52
■ ブロードバンド・IP市場やイーサネット市場における競争は進展しており、当社のFTTHサービスやイーサネットサービス等のユーザ料金は、競争環境やユーザニーズ等を踏まえて柔軟に設定する必要があることから、こうした当社のユーザ料金の自由度を損なうようなスタックテストは実施すべきではないと考えます。 (NTT東西)	■2008年3月付情報通信審議会答申(NGNの接続ルール答申)に示されたとおり、NGNの各機能は、新規に接続料が設定されるとともに、算定期間の費用と需要を予測する将来原価方式で接続料が算定されること等から、接続料の妥当性を多角的に検証する必要性がより一層高いため、これらをスタックテストの対象にすることは適当と考える。

(第6章)おわりに

意 見	考 え 方
意見53 NGNの接続料算定の方法は、固定的なものとせず、適時・適切に段階をおって見直しを行うことが必要。	考え方53

■ NGNは発展段階にあるため、接続料算定の方法は、現時点では柔軟であるべきです。公正競争を確保する観点で、今回決めたルールは固定的なものとせず、適時・適切に段階を追って見直していく必要があります。 従って、「NGNを巡る環境変化を注視し、必要があれば躊躇することなく適時適切に見直しを行うことが必要」との報告書案の提言に賛同します。 (KDDI) ■ NTT-NGN については、今後もアンバンドル機能や POI の追加等の環境変化が想定され、適切な接続料算定の観点から、必要に応じた適時適切な見直しを可能とすべく、接続委員会等の既存の枠組みを活用の上、問題によっては NTT-NGN 接続料研究会の活用、または別の研究会を新設する等の柔軟な対応を行って頂きたいと考えます。 なお、接続料算定において予測と実績の乖離が発生しないようにするためには、需要予測の制度を高めることが必要であり、今後の需要予測の算出について、NTT-NGN 接続料研究会の場を活用し、関係者間で十分に議論を行っていく等のプロセスを採用すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■ NGNの接続料算定の考え方については、報告書案に示したとおり、総務省及びNTT東西においては、NGNを巡る環境を注視し、必要があれば躊躇することなく適時適切に見直しを行うことが必要である。
--	---